

国際課税委員会（第6回）の概要

4月20日、経団連会館にて第6回の『国際課税委員会』が開催されました。今回は、OECD租税委員会(CFA)の「国際的な税の紛争解決手続の改善」(Improving the Resolution of Tax Treaty Disputes)について、と 移転価格事務運営要領の見直しについて、の2つの課題を阿部委員より報告頂き、討論の後、青山副委員長から前回の議論の総括を行いました。

阿部委員から、本年四月パブリックコメントに付された「移転価格事務運営要領(事務運営指針)」と、別冊として公表されている「移転価格税制の適用に当たっての参考事例集」の説明がありました。これに対する議事は以下の通りです。

- ・ 国税庁が通達レベルのものをパブリックコメントに付すことは初めてで、それは評価できる。
- ・ 税務執行の現場では、無体財産権がからむとすぐ残余利益分割法へいくなどこの方法への依存が大きいですが、法令ではその前に基本3法、準ずる方法について検討することを要請しており、そのこととの整合性をどうとるのか具体的な説明がほしい
- ・ 無形資産の定義の問題がはっきりしない。これは本来は法令に書くべきではないか
- ・ 無形資産自体が重要ではなく、超過利益をもたらす無形資産が重要である、という認識が薄い
- ・ 資源案件で採掘権そのものが超過利益という見解は納得できない
- ・ 経済学的に言えば、利益はつねにリスクと裏腹。従って、利益の算定に当たっては、リスクをどう判断するかが重要なファクターだが、そのことがこの運営指針や実際の運用に当たってうまく捉えられているか問題

この後、青山副委員長から、「源泉地における機能・リスクを他の税管轄地に移転する事業再編成とPE 課税・移転価格税制の問題 問屋(コミッションア)契約を中心として」と題する前回の議論を総括したペーパー(6月のOECD 会合用)を配賦、あわせて議論となりました(報告書は別添)。

青山副委員長の説明は以下の通りです。

「リスク制限事業体への転換(コミッションア契約の利用等)と国際課税の問題がOECDで議論されている。多国籍企業がグローバルに展開する子会社、支店等の事業ユニットについて、フル装備の販売子会社や製造子会社として機能していたユニットを、事業再編によりコミッションア(問屋)やコントラクトマニファクチャラー(契約製造者)などのリスク制限事業体に変換した場合の課税問題をどう取り扱うかという問題で、その背後には、このような事業再編が多国籍企業のタックスプランニング戦略と密接に関連することが多く、

国際課税委員会

源泉地国の税収の不当な脱漏につながるとして、事業再編の法的効果を実質的に否定する課税（移転価格税制、PE 課税等による）に及ぶケースが見られるようになったという事実がある。このような場合の課税に関する納税者の考え方としては、次のように考える。

- ・ 前述のような行為は、基本的には私的自治の範囲であって、課税当局も尊重すべき
- ・ ただし例外的に、経済実質等がない場合には、租税回避行為として否認し、実態に基づく課税を行なうことが可能
- ・ 再編に伴う事業体間の所得配分に当たっては、関連当事者企業間の国際的課税ルールである独立企業原則が尊重されるべき

（このほかに、事業再編成にかかる取引の認識、対価支払いの有無、再編成後の課税関係（適正対価の算定方法、PE 課税の可能性）については別添報告書案を参照。）

これに対し委員のほうからは、おおむね妥当な意見の集約ではないかという評価がなされました。

今回は、阿部委員から、「国際的な税の紛争解決手続きの改善（OECD）」等について議論を行います。

報告の内容及び資料等につきましては、会員限定メールマガジン「日本租税総合研究所 ありべき税制に関する委員会・国際課税委員会レポート」で紹介されております。